

寄附金等取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人公益事業支援協会（以下「当法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（寄附金の種類及び募集）

第2条 当法人が受領する寄附金は、寄附者が使途目的を指定していない寄附金とし、常時募ることができる。

2 この規程における寄附金には、金銭に限るものとする。

（寄附金の受け入れ）

第3条 当法人は、定款第4条の事業活動を推進するため、次の各号の基準を満たしている個人及び団体から寄附金を受け入れることができる。

- （1）この法人の事業内容、目的のために使用することを寄附者が理解していること。
- （2）寄附の原資が公序良俗に反する手段や違法行為によって取得されたものでないこと。
- （3）寄附したことにより、税の不当な軽減をきたす結果とならないこと。
- （4）その他、寄附金を受けることによってこの法人の活動の公正さを損なう恐れがないこと。

（寄附の使途）

第4条 当法人の寄附金の使途は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業費用に使用し、一部を管理費用に使用するものとする。

（受領書等の送付）

第5条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

（情報公開）

第6条 当法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第7条 寄附者に関する個人情報については、個人情報保護法に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

（雑則）

第9条 前各条に定めるほか、寄附金の取扱に関し必要な事項は、会長及び理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記日から施行する。